

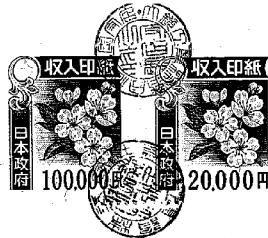
議案第52号

工事請負契約の締結について ((仮称) 小松島市南部地域統合中学校建設工事のうち校舎新築工事)

別紙のとおり、工事請負契約を締結する。

平成26年8月29日提出

小松島市長 濱田保徳



仮請負契約書

下記の工事に関し、注文者「小松島市」と請負者「大鉄工業株式会社・斎藤建設株式会社(仮称) 小松島市南部地域統合中学校建設工事のうち校舎新築工事共同企業体」との間において、次の条項、小松島市建設工事請負契約約款に関する規則（昭和49年規則第20号）及び小松島市契約規則（昭和49年規則第16号）によって仮請負契約を締結した。なお、この契約について小松島市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年条例第3号）第2条の規定により議会の議決を経たときは、地方自治法第234条第5項の契約とみなすものとし、議会の議決を経ることができなかつたときは、この仮請負契約は無効とする。

なお、この仮請負契約が前記記載の事由により無効となつたことにより生ずる一切の損害については、注文者はその責めを負わないものとする。

1 工事名 (仮称) 小松島市南部地域統合中学校建設工事のうち校舎新築工事

2 工事箇所 小松島市立江町字黒岩26番1の一部他15筆

3 工期 着工 議会の議決を経た日の翌日から
完成 平成28年2月29日

4 請負代金額 ¥2,206,710,000★

うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 ¥163,460,000★

5 契約保証金 ¥220,671,000★

6 前金払の特約 ¥50,000,000★

7 解体工事に要する費用等
建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、
(1) 解体工事に要する費用、(2) 再資源化に要する費用、(3) 分別解体等の方法、(4) 再資源化等をする施設の名所及び所在地についてそれぞれ記入する。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年8月13日

注文者 徳島県小松島市横須町1番1号
小松島市
小松島市長 濱田保



請負者 住所 大鉄工業株式会社・斎藤建設株式会社
氏名 (仮称) 小松島市南部地域統合中学校建設工事のうち校舎新築工事共同企業体

代表構成員

高松市錦町1丁目1番3号
大鉄工業株式会社四国支店
支店長 小笠友士

徳島県徳島市中昭和町1丁目95番地
斎藤建設株式会社
代表取締役 斎藤俊一